令和３年８月２日

**令和３年度 練馬区商店会新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金**

**募集要領（８月募集）**

1. **事業目的**

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につながる商店街等の取組に対し、必要な補助金を交付することにより、商店街の振興および活性化に寄与することを目的とするものです。

※令和３年度については都の補助制度を活用し、本補助制度を実施します。

1. **補助対象事業**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、商店会が感染拡大防止ガイドライン等（※）に基づき実施する活動が対象となります。

**※「感染拡大防止ガイドライン等」**

・東京都が作成した「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」

・「業種別ガイドライン（内閣官房ＨＰ掲載）」

・各省庁、東京都、区が作成する「感染予防対策」を目的とした

ガイドライン（方針、指針）　等

《例》

①　商店会として会員店舗用に感染症対策用のマスク、消毒液、非接触

型体温計等を購入

　　②　商店会で購入した飛沫感染対策用のアクリル板、ビニールカーテン

を会員店舗の来客用カウンター等に設置

③ 商店会で作成したポスターを各会員店舗で掲示し、感染症対策の

啓発、テイクアウト店舗マップの作成

　　 ※１ マスク、消毒液等の会員店舗へ配布する物品については、店舗や事業を営む**正会員**への配布分が対象となります。また、対象エリアは商店街内となります。

 ※２ 上記は例示であり、感染症対策事業の目的・趣旨に合致するもの

であれば補助対象となる場合があります（判断が難しい場合は、個別にご相談ください）。

**3　補助対象外となる事業**

　 事業の趣旨・目的を踏まえ、下記事業は補助対象となりません。

　　⑴ 施設整備を目的とする事業

⑵ 懇親及び娯楽のみを目的とする事業

⑶ 販売促進等、営利を目的とする事業　《例》中元・歳末セール　等

⑷ 他の補助金等を一部財源とする事業

⑸ 事業に係る全ての業務を委託する事業

**4　補助対象者**

練馬区内商店会（※複数の商店街による共催も可）

**5　補助率・補助上限額**

|  |  |
| --- | --- |
| **補助率** | **10分の9**（都２分の１、区5分の2） |
| **補助上限額** | **50万円**（都30万円、区20万円） |

**6　補助対象期間・補助事業数**

1. 補助対象期間

令和３年10月１日から令和４年３月31日まで

※本申請では令和３年10月１日前に生じた経費については補助対象

外となります。

 ⑵　補助対象事業数

１商店会１年度あたり１事業まで

**7　補助対象経費**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 |  　　　 内容（例示） | 確認書類(※実績報告時) |
| 周知費用 | ・ポスター、チラシ、リーフレット・看板、横断幕、フラッグ　・ホームページの更新、映像・音声データ作成に係る経費　等（例）ポスター、チラシを通じた感染拡大防止につながる啓発、休業要請、取組の周知、イベント事業中止の周知、テイクアウト店舗マップの作成等 | ・領収書・ポスター、チラシ等の成果物（印刷物１枚あたりの上限額は原則としてポスター１枚につき1,000円、チラシ１枚につき20円） |
| 物品購入費 | ・非接触型体温計、換気用扇風機、サーキュレーター・アクリル板、パーテーション、ビニールカーテン・テープ、カラーコーン、ベルトパーテーションポール・消毒液用オートディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド等の購入経費【特記事項】・工事を伴う物品は補助対象外　　　　　　　　　　　　 | ・領収書・写真　・会員店舗に配布する物品については、会の意思決定により購入したことが確認できる書類（配布に係る案内文、議事録等）・商店会として使用する物品については備品台帳 |
| 消耗品費 | マスク、消毒液（詰め替え容器含む）、フェイスシールド、除菌ウエットシート、使い捨て手袋、ごみ袋、石鹸等の購入経費【特記事項】・補助対象経費は総額10万円まで（補助額：10万円×10分の9＝9万円まで）・来街者配布用は対象外 | ・領収書・写真　・会員店舗に配布する物品については、会の意思決定により購入したことが確認できる書類（配布に係る案内文、議事録等） |
| その他新型コロナウイルス感染症対策に関連し、必要と認められる経費 | ・記録用の写真代（総額5,000円以下が補助対象） | ・領収書、写真 |

《補助対象経費に係る留意事項》

* 本事業の経費については、令和３年10月1日から令和４年３月31日

の補助対象期間内に支払が完了している必要があります。

　　 ・ 都の規定に準じ、クレジットカードで支払われた経費は補助対象外と

　　　 なります。経費の支払いに際しては、現金・口座振替等でのお支払いを

　　　　お願いいたします。また、インターネットサイトを通じて購入される場

　　　 合も、代金引換・コンビニ払い等の方法をご活用ください。

* 「にぎわい商店街支援事業補助金」等、他の事業で交付決定を受けた

経費については対象経費から除きます（同一の経費（領収書）について

重複して補助を受けることはできません）。

・　商店会として実施する事業が補助の対象となるため、領収書の宛名は

商店会としてください（会員店舗の宛名が記載された領収書については

補助の対象から除きます）。

・　消耗品の補助対象上限について

　　　（例）総額20万円のマスク等の消耗品を購入した場合

　　　　　　補助対象：10万円まで　補助額：10万円×10分の9＝9万円

**8　補助対象外経費**

|  |  |
| --- | --- |
|  　　　　　　　費目 |  　内容（例示） |
| 役員等の特定の者に係る経費 | ・会議費・飲食費 |
| 実施主体である商店街関係者およびその同居する親族（同一生計に係る者に限る。）に対して支出する経費 | ・会議費・飲食費 |
| 共催団体に対して支出する経費 |  |
| 景品および記念品購入費 |  |
| 出演料 | 周知物作成に係るものを除く |
| 賃金・謝礼 |  |
| リース・レンタル料 |  |
| 施設整備費 | 改修・修繕に係る経費を含む |
| 工事を伴う物品に係る経費 |  |
| 来街者配布用物品に係る経費 |  |
| 汎用性があり、目的外使用になり得る物品・消耗品の購入に係る経費 |  |
| 使用実績のないもの |  |
| 補助事業に直接必要のない経費 |  |

 ※上記のほか、補助対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、補

助対象事業に係る経費が区分できない場合は、経費が補助対象外となる場合があります。

**9　補助金交付の流れ**

②書類審査

③交付決定

④実績報告

⑤交付額確定

⑥補助金請求

⑦補助金支払い

①申　請

1. 申請手続について

本補助事業に申請を行う場合は、申請書類を商工観光課商工係にご提出く

ださい。

【申請締め切り】

　令和３年９月３日（金）

1. 必要書類について

交付申請、実績報告に係る提出書類については、練馬区のHPに掲載させていただきます（「商店街 コロナ 支援」等でご検索ください）。また、ご連絡いただければ、郵送にて必要書類を送付させていただきます。

**10 その他注意事項**

⑴ 運用変更点について

　　 本補助制度は東京都が令和３年度に商店会の新型コロナウイルス感染症

対策に係る支援を拡充したことに伴い、令和２年度に実施した「練馬区商店会新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金」を都の補助制度を活用し、令和３年度以降も引き続き実施するものです。

これに伴い、補助上限額等については都の規定に準じ令和２年度から一部変更となっていますのでご注意ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **項目** | **令和２年度** | **令和３年度** |
| 　 全　体 | 補助事業数 | 上半期・下半期各１事業（計２事業まで） | 1事業まで |
| 補助上限額 | 会員数×１万円 | 総額50万円まで（会員規模に関わらず） |
| 　対象経費関連 | 消耗品の補助対象上限（※） | なし | 総額10万円までが補助対象 |
| アルバイト等の人件費 |  対象 | 補助対象外 |
| クレジットカードで支払われた経費 | ※条件付きで対象 | 補助対象外 |
| 物品の配布実績（配布先等）の確認 | ①案内文、議事録等②配布先一覧 | 案内文、議事録等※配布先一覧の提出は不要 |
| 都補助 | 都の補助 | なし（※区単独実施） | あり（補助対象経費の２分の１、上限30万円） |

【主な変更点】

⑵ 共催事業を実施する場合の手続について

複数の商店会が連携して事業を実施（共催）する場合、代表の商店会を

定め、契約・支出関係書類の名義は全て代表商店会としてください。

⑶ 実績報告について

事業終了後、翌月末までに実績報告に係る資料のご提出をお願いいたし

ます（３月実施の事業については３月末まで）。年度末は商工観光課の手続件数が増加するため、遅滞のない報告書類の提出等、円滑な事務手続にご協力ください。

　【提出先・お問合せ】〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

練馬区役所 商工観光課 商工係 　電話（直通）：03-5984-2675